

スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則

平成 29 年 9 月 20 日

スポーツ審議会健康スポーツ部会決定

令和 2 年 1 月 18 日一部改正

令和 4 年 月 日一部改正

スポーツ審議会運営規則（平成 27 年 12 月 24 日スポーツ審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、スポーツ審議会健康スポーツ部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 スポーツ審議会健康スポーツ部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議会令（平成二十七年政令第三百二十九号）及びスポーツ審議会運営規則、スポーツ審議会の会議の公開に関する規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（ワーキンググループ等）

第二条 部会に、部会の決定により、ワーキンググループその他の審議組織

（以下「ワーキンググループ等」という）を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下

この条において「委員等」という。）は、部会長が指名する。

3 ワーキンググループ等に主査を置き、当該ワーキンググループ等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。

(雑則)

第三三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成 29 年 9 月 20 日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 2 年 1 月 18 日）から施行する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 4 年 10 月 14 日）から施行する。